

末吉配水池太陽光発電事業

公募要領

川崎市上下水道局
水道部 水道計画課

1 目的

川崎市は、環境負荷の低減と行政財産の有効活用を推進している。本件は、太陽光発電設備の設置を推進策の一環として、官民共同事業による太陽光発電事業に参加する事業者（以下「共同事業者」という。）を公募する。

2 本共同事業の役割分担

(1) 川崎市

末吉配水池について、共同事業者が太陽光発電設備の設置及び管理を行い、最大20年間の発電事業を実施するための場所を提供する。

(2) 共同事業者

ア 川崎市が提供する末吉配水池において、太陽光発電設備を設置し、設置後の維持管理も行うこと。

イ 末吉配水池上部の植樹管理業務も行うこと。周辺住居に対して、植物の種子、葉等が飛散することが無いように除草等の管理を行うこと。除草剤等の薬剤を使用することは禁止する。また、発生した廃棄物については、末吉配水池の所在地である横浜市の廃棄物関連の規定などに従い適切に運搬・処分を行うこと。

ウ 発電した電力は、全量を電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者、同項第6号に規定する特定電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）に売却して電力供給の拡大に寄与するとともに、売電による収益の一部を川崎市へ納付すること。

エ 発電した電力は、全て川崎市内に送電し、市内にて消費されること。

オ 太陽光発電共同事業運営に伴う、申請・手続き等の費用、工事費、維持管理費、撤去費、廃棄等一切の費用は、共同事業者が負担するものとする。

カ 毎月売電実績（発電電力量及び売上金額等）を書面にて川崎市へ報告すること。

キ 太陽光発電設備等の設置又は維持管理に起因して、水道施設又は第三者に損害を及ぼした場合は、共同事業者の負担にて対応するものとする。

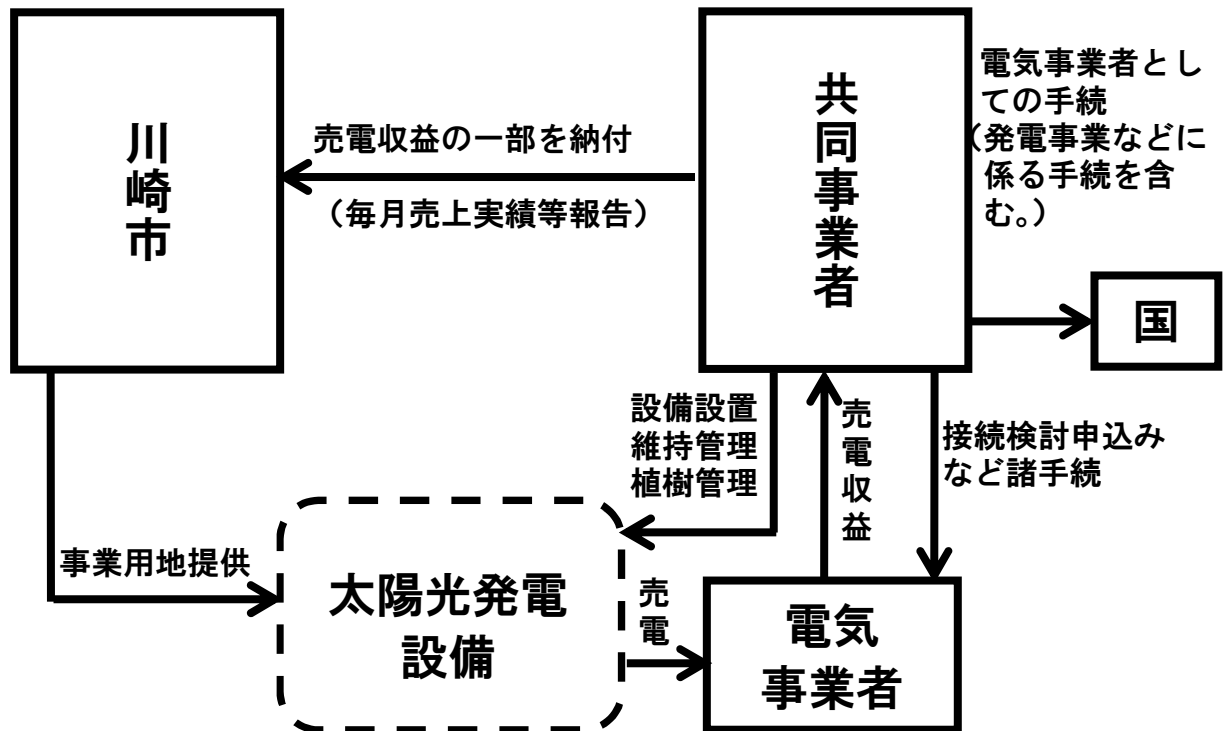
ク 共同事業が終了した際には、共同事業者は上下水道局用地を原状回復して返還すること。なお、原状回復とは、共同事業者関係の工作物の撤去等をいう。また、原状回復に際して発生する撤去品などについては、関連法規などに従い適切に処理すること。

ケ 共同事業期間の満了前に、共同事業者と川崎市が合意した場合に限り、共同事業者は原状回復義務を免れることができるものとする。ただし、この場合においては、共同事業者が設置した工作物に係る一切の権利を川崎市に引継ぐことを条件とする。

コ 事業用地内の川崎市の施設（配水池など）について、改修工事がある場合には、太陽光発電設備の一時移設などに協力すること。なお、その場合の移設費用など

については、協議するものとする。

サ 周辺住民等に十分配慮して事業を進めること。本事業に関する住民説明会などの実施や苦情対応なども行うこと。



<図-1 共同事業スキーム図>

3 公募

(1) 参加資格

応募者は次の項目を全て備えている法人とする（共同応募により、公募を複数法人で共有し、取得することも可能とする。なお、応募時点に、必ずしも共同企業体（JV）などを設立している必要は無い。応募時点では、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出し、事業者又は代表事業者が選定された後に速やかに設立すること。）。

ア 事業内容が「1 目的」に該当していること。

イ 施設の建設及び事業の運営等に必要な資金力を備えていること。

ウ 本公募要領の内容、法令等を遵守し、事業を適切に行えること。

エ 事業の実施に必要な免許、知識、経験（実績）、信用及び技術力を有していること。

(2) 公募の制限

次の条件を全て満たしていない場合、参加資格を認めないこととし、誓約書の提出をもってその事実を確認する。誓約書の様式については、本要領とともに配布す

る。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

ウ 地方公営企業法施行令第26条の5の規定により貸付けが認められている法人であること。

エ 国税及び川崎市税の未納がないこと。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ク オ、カ若しくはキに掲げる条件を満たすことができない者から委託を受けた者でないこと、又はオ、カ若しくはキに掲げる条件を満たすことができない者の関係団体でないこと。

4 公募型プロポーザル参加意向申出書及び企画提案書の提出

応募者は、公募型プロポーザル参加意向申出書（様式1）及び太陽光発電設備を設置する末吉配水池全体の企画提案書を提出すること。なお、公募型プロポーザル参加意向申出書及び企画提案書の提出に当たって必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(1) 公募型プロポーザル参加意向申出書の添付書類

ア 会社概要書（様式2）

イ 電気主任技術者の資格者証の写し

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書

エ 納税証明書（国税・市区町村税）

オ 決算書（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を含む。）

カ 誓約書（様式3）

(2) 企画提案書の添付書類

ア 提案書（様式4）

イ 事業の実施内容（様式5）

ウ 事業実施体制（様式6）

エ 提案契約単価等（様式7）

オ チェックリスト（様式8）

(3) 提出部数

企画提案書及び添付書類を保存したCD-Rを1部提出すること。

(4) 提出後の扱いについて

- ア 企画提案書の変更には応じない。また、返却はしない。ただし、疑義等により、川崎市が補正を求めた場合は、この限りではない。
- イ 企画提案書の著作権は、提出者に帰属する。ただし、川崎市は、共同事業予定者の公表その他において、川崎市が必要と認める用途に用いる場合、提出書類等の一部又は全部を、将来にわたって無償で利用できるものとする。
- ウ 企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、提出者が負うこと。

5 提出する企画提案書の内容

企画提案書へは、次の内容を記載すること。記載内容に不備がある、記載漏れがある場合は、選定対象から除外するものとする。

(1) 太陽光発電事業を実施する主体等（様式 5（5-1））

太陽光発電事業を主体的に実施する事業者又は代表事業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等、連絡先（電話番号、電子メールアドレス））

ア 複数事業者、共同企業体（JV）、事業協同組合などの形態で太陽光発電事業を実施する場合には、それらに参加する他の事業者（応募時点で共同企業体（JV）等をまだ設立していない場合は、参加予定の他の事業者とする。以下同じ。）の概要も併せて記載すること。

なお、参加する他の事業者が多数となる場合には、そのうちの主な事業者の概要を提示すること。

(2) 太陽光発電設備の仕様等（様式 5（5-2））

末吉配水池に設置する太陽光発電設備等に関する次の項目について検討し、その内容を記載すること。なお、水道施設の維持管理に支障をきたさぬよう、詳細については契約後の協議によるものとする。

ア 太陽光発電設備の仕様

ソーラーパネル、パワーコンディショナ、接続ユニット、取付架台等の主な設備の製造メーカー名、製品の型式、数量、定格、年間発電予定量等を提出すること。

(ア) 末吉配水池上部（横浜市鶴見区上末吉 1 丁目 4 番地 1 号）のうち、草地である部分がソーラーパネル設置可能部分であり、面積 14,360²m²である。また、配水池上部とは別に送電に関する設備を設置するための土地として南側敷地フェンスに隣接した土地を 40²m²程度貸すものとする。末吉配水池は、第 2 種中高層居住専用地域に位置し、配水池上部の積載荷重は 10.9²kN/m²（覆土荷重 5.4²kN/m²、将来的な負荷荷重 0.5²kN/m²、群集荷重 5.0²kN/m²）を想

定しているため、それらを考慮し検討すること。

(イ) 風圧荷重対策等についても考慮すること。

(ウ) 末吉配水池上部へのソーラーレイの固定のために配水池設備を傷つける方法（アンカーボルトなど）は禁止する。

(エ) 太陽電池モジュール等は、JIS基準又はJET認証適合品とする。

(オ) 太陽光発電設備のソーラーパネルは、末吉配水池上部に可能な限り多くの面積を敷き詰め、再エネ電力をより多く発電し、環境負荷の低減化に努めるものとする。

(カ) 太陽光発電設備の定格発電出力とは、ソーラーパネル定格発電出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のうち低い方の数値とする。

イ 太陽光発電設備の図面

末吉配水池上部におけるソーラーレイの配置図、発電・送電システムの構成や配線を表す図面、架台を施設上部に設置する工法を表した図面、設備の単位面積あたりの重量の分かる図面を提出すること。

(ア) 設置後の太陽光発電設備等について、提出された事業計画書の内容と異なり、修正が必要な場合には、川崎市の指示に従うこと。修正に必要となる費用は共同事業者の負担とする。

(3) 各種対策（様式5（5-3））

想定される課題と対応策について記載すること。

ア 強風、台風などへの対策

強風、台風などによる機器や配水所設備への破壊、周辺住居への影響が無いように考慮すること。

イ 近隣への反射対策

太陽光モジュールの反射光により、近隣住宅などに影響を与えないように、機器の選定や設置角度などを考慮すること。

ウ 川崎市内への送電

発電した電気の売却を予定している電気事業者及び電気事業者の電力供給先の名称及び所在地を記載すること。

エ 緊急時（災害発生時、火災発生時）の対策

災害発生時、火災発生時などの緊急時の安全装置等についても考慮すること。

(4) 工事実施体制（様式6（6-1））

ア 工事等のスケジュール

設置工事、発注、系統連系や設備認定の手続の予定スケジュールを提出すること。

イ 施工業者

予定している施工業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等）、施工体制図を提出すること。

(ア) 施工業者の選定に際しては、川崎市内の中小企業の受注機会の確保を図るよう努めること。

ウ 工事施工に係る保証

工事施工に係る保証者、保証期間及び保証内容を提出すること。

(5) 太陽光発電設備設置後の維持管理（様式 6（6-2））

次の項目を検討し、記載すること。

ア 管理業務を行う事業者

太陽光発電設備の管理業務を行う事業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等）、人員体制及び緊急時等の連絡体制

イ 発電量のチェック及び定期点検等

日々の発電量をチェックする方法及び体制並びに維持管理のための定期点検等の時期、回数及び内容

(6) 損害保険、賠償責任保険（様式 6（6-3））

契約の締結を予定している相手方、損害保険、賠償責任保険の名称及び内容や保険金額について記載すること。

(7) 財務状況（様式 6（6-4））

直近の自己資本比率、経常利益そしてキャッシュフローを記入し、それぞれの個別計算書類を添付すること。また、太陽光発電事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込みなど、安定的な事業運営が期待できることを確認できる書類を添付すること。

(8) 事業期間中のリスク対応（様式 6（6-5））

故障緊急時の対応体制図を示すこと。また、事業期間中に想定されるリスクとその対応策（損害保険の適用範囲、事業者が破綻した場合の事業継承先の有無、設備の導入・運転期間中及び撤去までにかかり設定する全ての保証内容、その他の対策等）について示すこと。

(9) 提案契約単価等（様式 7）

川崎市へ納付する額

ア 共同事業者は、売電収益を川崎市へ配分する際の額（円/kWh（消費税及び地方消費税を除く。））を小数点以下 2 桁で提示し、年間発電量（kWh）を乗じた額を川崎市へ納付すること。ただし、川崎市へ納付する額が次に示す最低保証額を下回る場合は、最低保証額とする。

最低保証額は、年額 1 4 4 万円（消費税及び地方消費税を除く。）（初年度及び最終年度は日割り計算による額）とする。

イ 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までを事業年度とし、当該事業年度の売電収益に対する売電収益の一部を納付する額を毎年、翌事業年度の 5 月末日までに納入すること。

ウ 売電収益の一部を納付する額は、売電実績の多寡にかかわらず納付すること。

(10) 売電予定単価（様式7）

電気事業者への売電予定単価及び証明書類を添付すること。

6 参加事業者の公募・選定スケジュール

(1) 公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類

令和8年10月5日 17時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和8年10月27日までに結果を参加資格確認結果通知書（様式9）により通知する。
- ・参加資格があると認めた者に対し、施設の図面を提供する。
- ・公募型プロポーザル参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式12）を提出すること。

(2) 企画提案書

令和9年3月8日 17時（必着）

・提出場所

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 南庁舎14階

担当課 上下水道局 水道部 水道計画課

担当者 平林、加藤

電話 044-200-2497

FAX 044-200-3943

電子メール 80keikaku@city.kawasaki.jp

(3) 現場調査

現場調査を希望する場合、現場調査参加申込書（様式11）を提出すること。

ア 参加受付

(ア) 受付期間

令和8年9月24日～9月28日 17時

(イ) 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「末吉配水池太陽光発電事業現場調査参加申込」とすること。

(ウ) 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

イ 日程の通知方法

現場調査の日程は、本市の指定日時として、電子メールにて通知するため、受信後、必ず確認メールを本市へ送還すること。

ウ 現場調査期間など

令和8年9月28日から令和8年10月5日までの期間のうち平日で、9時～17時まで（12時～13時を除く）の指定した期間とする。なお、現場調査に参加できるのは1希望者当たり最大5名までとする。

調査場所は末吉配水池とする。

(4) 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書（様式13）を提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年9月24日～10月9日 17時

イ 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「末吉配水池太陽光発電事業公募要領に関する質問」とすること。なお、公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類に関する質問は9月28日 17時までに提出すること。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(5) 回答

令和8年10月30日 17時までに、本市ホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）こととし、口頭による個別対応は一切行わない。また、提出期限までに到着しなかった質問及び回答に対する再質問に対しては、原則回答しない。

7 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、「末吉配水池太陽光発電事業 事業プロポーザル評価委員会」（以下「プロポーザル評価委員会」という。）において審査する。本市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては、事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は、書面により回答すること。

審査に当たっては、プロポーザル評価委員会の各委員が「別紙2 評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の優先交渉権者として決定する。合計評価点が同点の場合は、提示された提案契約単価がより高価な応募者を優先交渉権者とする。提案契約単価も同額の場合は、評価委員長の判断により優先交渉権者を決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、公募要領の条件を全て満足

する場合には、優先交渉権者として選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 日時

令和9年3月上旬（予定）

イ 会場

川崎市役所内会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。説明にPC等を用いる場合は、提案者のPC等を持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン等は本市にて用意する。

エ 発表時間について

プレゼンテーション20分、質疑10分程度とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、ヒアリング審査後、令和9年3月下旬（予定）に参加者全員に速やかに結果通知書（様式14）により通知する。

(3) 契約の締結について

選定した優先交渉権者と公募要領、企画提案書等に基づき詳細を協議し、令和9年3月下旬（予定）に基本協定を締結する。後日、提案契約単価以下かつ適正な事業単価にて契約を締結するものとする。なお、契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

基本協定書、事業契約書等の本事業に必要な契約書類の作成等は事業者にて行う。

選定した優先交渉権者は、速やかに本市の「令和7・8年度業務委託有資格業者名簿」又は「令和7・8年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」において、次のいずれかの条件で、契約の締結までに登録を得ること。

ア 「委託業種 設備設計 種目 電気設備設計」

イ 「委託業種 施設維持管理 種目 電気・機械設備保守点検」

ウ 「委託業種 その他業務 種目 その他」

エ 「物品業種 産業機器 種目 建設・電気機器」

オ 「物品業種 その他の物品販売 種目 電気供給」

協議が不調に終わった場合や業者名簿が未登録の場合、失格要件の事項に該当する場合には、プロポーザル評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) スケジュール

本事業に係るスケジュールは次のとおり予定している。

	項目	日程
1	公募型プロポーザル実施の公告	令和8年9月24日

2	現場調査参加申込書の提出期限	令和8年9月24日～ 9月28日
3	現場調査	令和8年9月28日～ 10月5日
4	質問受付	令和8年9月24日～ 10月9日
5	公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、 参加資格に係る書類の提出期限	令和8年10月5日
6	公募型プロポーザル参加意向申出書提出者あてに 参加資格確認結果通知書、別紙1の参考資料の送 付	令和8年10月27日
7	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和8年10月30日
8	企画提案書の提出期限	令和9年3月8日
9	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和9年3月上旬（予定）
10	優先交渉権者の発表（審査結果通知）	令和9年3月下旬（予定）
11	基本協定書の締結	令和9年3月下旬（予定）

8 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は、原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、川崎市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、本市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

9 失格要件

公募型プロポーザル参加意向申出書提出後に次のいずれかに該当すると判明した場合は、参加資格喪失通知書（様式10）により通知し、企画提案書類を受け付けず、

若しくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が公募要領の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) 評価委員のうち、いずれか1名の評価点が20点以下であるとき。
- (6) その他プロポーザル評価委員会が不適切と判断したとき。

別紙1 参考資料

- 1 公募型プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、交付する電子データ

- ・施設図面

- 2 本市の主な計画等

- ・川崎市環境基本計画

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133741.html>

- ・川崎市地域防災計画

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-40-1-2-0-0-0-0-0.html>

別紙2 評価基準

評価項目			評価の視点	配点	項目別配点
1 技術提案	1-1	実施方針	ソーラーアレイの配置、発電・送電システムの構成に妥当性があるか。	5	50
	1-2	設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法が妥当かつ設備仕様が具体的であるか。また、単位面積当たりの重量の提案が妥当であるか。	5	
	1-3	各種対策	①強風、台風などへの対策の提案は有効なもので具体的かつ実現可能なものになっているか。	5	
			②近隣への反射対策の提案は有効なもので具体的かつ実現可能なものになっているか。	20	
			③川崎市内の送電先は、公共施設となっているか。	10	
			④緊急時（災害発生時、火災発生時など）の安全装置等の提案は有効なもので具体的かつ実現可能なものになっているか。	5	
2 実施体制	2-1	工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは妥当か。	5	30
	2-2	市内中小企業者の活用	川崎市内の中小企業者の活用はなされているか。	5	
	2-3	業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。	5	
	2-4	財務状況	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか（自己資本比率）。	4	
			財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか（経常利益の黒字期間）。	3	
			財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか（営業キャッシュフローの黒字期間）。	3	
	2-5	事業期間中のリスク	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	5	

		ク対応		
3	経済性	年間推定納付金額（円） （５（２）ア（ウ）の定格発電出力に年間日数（365日）、1日当たりの発電時間（4時間）及び提案契約単価を乗じた値） 20点×当該応募者の年間推定納付金額÷全応募者のうちの年間推定納付金額の最高額 （点数は、小数点以下1桁を四捨五入し整数とする。）	20	20
計			100	100

別紙3 採点基準

評価項目			評価の視点	配点	評価基準		配点 内訳	チェック	得点	備考
1 技術提案	1-1	実施方針	ソーラーアレイの配置、発電・送電システムの構成に妥当性があるか。	5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0	
						優れている	3	☐		
						上記以外	0	☒		
	1-2	設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法が妥当かつ設備仕様が具体的であるか。また、単位面積当たりの重量の提案が妥当であるか。	5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0	
						優れている	3	☐		
						上記以外	0	☒		
	1-3	各種対策	①強風、台風などへの対策の提案は有効なもので具体的かつ実現可能なものになっているか。	5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0	
						優れている	3	☐		
						上記以外	0	☒		
			②近隣への反射対策の提案は有効なもので具体的かつ実現可能なものになっているか。	20	単独 評価	非常に優れている	20	☐	0	
						特に優れている	15	☐		
						優れている	10	☐		
						やや優れている	5	☐		
						上記以外	0	☒		
			③川崎市内の送電先は、公共施設となっているか。	10	単独 評価	公共施設への送電	10	☐	0	
上記以外						0	☒			
④緊急時（災害発生時、火災発生時など）の安全装置等の提案は有効なもので具体的かつ実現可能なものになっているか。			5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0		
					優れている	3	☐			
	上記以外	0			☒					
2 実施体制	2-1	工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは妥当か。	5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0	
						優れている	3	☐		
						上記以外	0	☒		
	2-2	市内中小企業者の活用	川崎市内の中小企業者の活用はなされているか。	5	単独 評価	活用する(2企業以上)	5	☐	0	
						活用する(1企業)	3	☐		
						上記以外	0	☒		
	2-3	業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。	5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0	
						優れている	3	☐		
						上記以外	0	☒		
	2-4	財務状況	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか(自己資本比率)。	4	単独 評価	自己資本比率が30%以上	4	☐	0	
						自己資本比率が20%以上	2	☐		
						自己資本比率が20%未満	0	☒		
			財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか(経常利益の黒字期間)。	3	単独 評価	直近1年間の単体経常利益が黒字	3	☐	0	
						上記以外	0	☒		
						直近1年間の営業キャッシュフローが黒字	3	☐		
2-5	事業期間中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	5	単独 評価	非常に優れている	5	☐	0		
					優れている	3	☐			
					上記以外	0	☒			
3 経済性			年間推定納付金額(円)	20	相対 評価	年間推定納付金額(円) (5(2)ア(ウ)の定格発電出力に年間日数(365日)、1日当たりの発電時間(4時間)及び提案契約単価を乗じた値) 20点×当該応募者の年間推定納付金額÷全応募者のうちの年間推定納付金額の最高額 (点数は、小数点以下1桁を四捨五入し整数とする。)			20	
計				100				20		